

# 令和5年 12月号 ナ・ツと通信



心当たりのないメールは無視して!  
架空請求です!!

<スマホの拡大画面>



\*「未納料金がある。連絡が無いと法的措置をとるという不審なメールが届いた」、「SMS（ショートメッセージ）の内容に覚えはなかったが、有名な会社名で届いたので応じてしまった」などの相談が増えています。ご注意ください。

## ひとこと助言

- 架空請求は、事実でない請求を口実に個人情報やお金をだまし取る、詐欺の手口です。
- 心当たりがなければ、絶対に連絡しないで!!  
たとえ実在の会社を名乗っていても、無視してください。
- 相手から個人情報や支払いを要求されても、絶対に応じないでください。
- 架空請求か判断できない時や、相手に連絡してしまった場合は、消費生活センターに相談しましょう。

不審なメールやSMSが届いたら、

**消費生活センター(5604-7055)にご相談ください。**